

久留米大学医学部動物実験センター利用心得

はじめに

この心得は、久留米大学医学部動物実験センター規程第 11 条に基づき久留米大学医学部動物実験センター（以下「動物センター」という。）利用者相互の便宜のため、併せて動物センターの円滑な管理・運営のために、動物センターの管理・整頓・保守等について定めるものである。動物センターを利用しようとするものは、動物愛護並びに福祉の精神に基づき、また、「久留米大学動物実験規程」（以下「動物実験規程」という。）に則して、可能な限り動物に苦痛を与えないように注意を払って実験を行わなければならない。

1. 利用の原則

動物センターの利用は、研究・教育・その他の本学の運営上必要と認められたものに限る。

2. 利用資格

動物実験を行う次の者（以下「利用者」という。）が動物センターを使用できる。

- 1) 本学の教職員、学生、研究員。
- 2) その他、学長もしくは動物センター所長（以下「所長」という。）が利用を認めた者。

3. 利用者の登録及び利用登録証の交付

- 1) 利用者はセンターによって定期的に行われる利用者講習会に参加し、氏名等を「利用登録申請書」にて登録し、指静脈認証の登録を行う。
- 2) 登録申請事項に変更があった場合、利用者は動物センター所長に届け出る。
- 3) 利用者は、退職等の理由により動物センターを利用しなくなった場合には直ちに動物実験センターに連絡し、指静脈登録を抹消しなければならない。

4. 動物センターへの出入り

- 1) 入退館は動物センター3号館6階西EVホール扉のみから行う。
- 2) 入館の際には下足交換場所で備え付けの上履きにはきかえ、指静脈認証照合の上入館する。
- 3) 入館後、「入退出記録簿」に必要事項を記入し、6階更衣室で備え付けの館内専用実験衣に更衣する。
- 4) 不法侵入者に対して、所長は必要に応じ最寄りの警察署へ通報し法的措置をとることができる。
- 5) 利用者は、動物センター職員の指示に、動物センター内表示及び動線に従って行動しなければならない。
- 6) 各階への移動は階段またはエレベーターを使用する。
- 7) 感染実験区域および有害物質実験区域への入室方法は別に定める。

5. 動物実験の計画と開始

- 1) 動物実験を開始しようとするすべての利用者は、まず「動物実験計画書」を学長まで提出しなければならない。学長は、動物実験委員会に諮問し、委員会はそれを審査し「動物実験規程」に適合しているか否かを判断しその結果を学長に助言・答申する。また、遺伝子組換え動物の使用を予定している利用者は、上記「動物実験計画書」の提出に先立ち久留米大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下「組換え実験安全委員会」という。）に当該動物使

用実験に関する申請を行わなければならない。

- 2) 利用者は、学長より承認された動物実験計画に基づき、「動物購入申込書」を動物センターへ提出し、実験動物を購入もしくは搬入を行う。なお、必要書類は、飼育開始の少なくとも10日前までに動物センター受付に提出する。
- 3) 動物センターでの飼育許可等の返事は、申込み後2日以内に利用者本人に連絡される。
- 4) 動物を業者から購入せず、他研究施設から譲渡・分与を受ける場合には、「動物搬入許可申請書」に記入し許可を得て搬入する。
- 5) 利用者は、飼育の許可を得た内容に変更があった場合は、その内容を動物センター受付に連絡する。

6. 動物の購入

- 1) 動物の発注は、利用者の提出した「動物購入申込書」の内容に即し、動物センターが行う。動物センターは利用者の動物が搬入された場合、動物受取りのサインを行うが、動物購入費の支払いは利用者の責任において行わなければならない。
- 2) 所長は動物間又はヒトへの感染症発生防止のため、動物の生産若しくは納入業者を指定することが出来る。

7. 動物の検収・検疫

- 1) 動物センターに動物を搬入する際には、動物センターにて所定の検収・検疫を行う。
- 2) 検疫中もしくは飼育・実験中であっても、実験に不適と判断された動物について、動物センターは利用者と協議の上、しかるべき処置をとることができる。
- 3) 実験者は死因不明および感染症の疑いのある動物を発見した場合は、動物センターに速やかに連絡する。

8. 動物の配置

- 1) 動物の飼育室等への配置は動物センターが行う。
- 2) 利用者はケージの収容ラックを変更したり、自己の動物以外の動物に無断で接触したりしてはならない。
- 3) 動物センター内での遺伝子組換え動物は、「組換え動物等飼育中 (P1A)」「組換え動物等飼育中 (P2A)」の表示がある指定区域でのみ飼育できる。

9. 動物の搬出・再搬入

- 1) 動物の死亡時、又は実験終了による安楽死処分及び動物を持ち出すときには「入退出記録簿の動物数変更欄」に記入する。動物センターは、定期的に利用者の動物数を調査し、正確な動物飼育数の確認を行うことが出来る。
- 2) 生きた動物を動物センター外へ搬出するときは、飼育ケージごと専用の実験動物移動用バッグに移し持ち出す。研究室使用のケージ・箱等をセンター内に持ち込み使用する際には、動物センターの指示に従い使用すること。
- 3) 生きた動物の動物センターから研究室への搬出は、動物実験規程に従い学長の承認を得た実験室のみへ持ち出しできる。
- 4) 遺伝子組換え動物を生きた状態で動物センター外へ持ち出す場合は、組換え実験安全委員会に「第二種使用等遺伝子組換え実験計画申請書」にて承認を得た後、当該教室の実験室に持ち出すことができる。その際、逃亡防止のためネズミ返しの設置及び適切な表示が義務づけられる。一旦持ち出された遺伝子組換え動物が逃亡した場合、実験者及び当該教室

の責任であり、動物センターは一切責任を負わない。

- 5) 動物センター外に持出された動物を再度持ち込むことは原則として禁止する。ただし、実験上やむを得ない場合には、動物センター主任に連絡の上、その指示に従う。
- 6) 生きた動物の動物センターから久留米大学以外の研究施設への搬出は、「動物搬出許可申請書」に記入し許可を得た後、持ち出できる。さらに、遺伝子組換え動物を生きた状態での学外研究施設へ譲渡・分与する場合には、組換え実験安全委員会に「遺伝子組換え生物等の譲渡届出書」にて届け出後、動物センターから搬出できる。

10. 飼料

- 1) 動物の飼料は原則として動物センターで一括購入する。ただし、特殊飼料を購入する際には、「飼料・床敷購入申込書」に記入し動物センター受付へ提出し、動物センターで発注する。なお、特殊飼料は原則として利用者が給餌を行うこととする。
- 2) 飼料を動物センター外へ持ち出す際には、「飼料・床敷購入申込書」に記入し動物センター受付へ提出する。

11. 飼育管理・繁殖行為等の分担

- 1) 一般実験系の動物（マウス、ラット、ハムスター、モルモット、ウサギ、イヌ、ブタ等）、遺伝子組換え動物（P1A）及び先天性免疫不全動物（ヌードマウス等）の飼育管理及び清掃作業は動物センターの職員が行う。
- 2) 感染実験区域内、有害物質実験区域内及び遺伝子組換え動物（P2A）飼育実験室の飼育管理及び清掃作業は、利用者の責任において行う。
- 3) 動物の系統維持（遺伝子組換え動物を含む）について、繁殖に係る交配、離乳、雌雄判別及び隔離は利用者自ら行う。過密飼育にならないように5匹/ケージ（マウス）、3匹/ケージ（ラット）程度に分けること。
- 4) センター職員による実験補助は原則として行わない。

12. 利用者の飼育室入退時の注意事項

- 1) 飼育室への入退室時には、感染症予防の観点から備え付けのアルコールにより十分に手指の消毒を行う。
- 2) 動物の観察に当たっては、常に動物の健康状態及び飼育管理状況に留意すること。
- 3) 所属不明又は逸走した実験動物を発見した場合には、動物センター職員に速やかに連絡する。所属不明又は逸走した実験動物は、捕獲後、隔離、安楽死処分等の処置をする。
- 4) 飼育室退室時には、ケージの蓋、扉あるいは留め金が完全に閉まっていることを確認すること。
- 5) 遺伝子組換え動物飼育室には、カルタヘナ法に基づき逃亡防止のための「ネズミ返し」を設置している。実験者は、作業上やむなき場合を除き許可なく外さないこと。また、出入り時転倒には注意すること。
- 6) 飼育室の照明は、自動点灯式なのでむやみにタイマーや室内照明スイッチに触れないこと。19時以降に入室の際には、手動により室内照明スイッチにて点灯することができるが、退室時には必ず「消灯」にして退室すること。

13. 利用者による飼育管理の方法

- 1) 清浄飼育器具類は動物センターが責任をもって指定の場所に供給する。
- 2) 床敷使用ケージは、原則として週1回清浄ケージに交換する。なお、ケージ交換を実施する

曜日は、動物センターと協議の上決定する。

- 3) 給水ビン給餌器は他のケージで使用したものを再度使用せず、常に洗浄・滅菌したものを使用する。
- 4) 動物センター内で使用されたマウス・ラットの使用済み飼育器具及び機材類は利用者において、指定された場所まで運搬する。

14. 飼育器具・器材

- 1) 飼育に使用するすべての器具及び器材類は動物センターで洗浄・消毒・滅菌して利用者に供給する。
- 2) 動物センター外に飼育器具及び器材類を持出す際には、「動物飼育用器材借用書」を提出し、動物センターの許可を得るものとする。
- 3) 利用者が飼育管理を行う場合、飼育に必要なケージ、給水ビン、床敷等の申込みは「動物飼育用器材使用申込書」に必要事項を記入の上、動物センター受付に提出し、動物センターの許可を得るものとする。
- 4) マウス・ラットの代謝ケージ（ステンレス製、プラスチック製）の使用を計画している利用者は、使用予定を動物センター受付で確認のうえ「代謝ケージ使用願」を提出する。なお、実験者が操作中に破損した際には、破損部品を弁償するものとする。実験開始時及び終了時には、動物センター職員は、貸し出した代謝ケージに破損等の異常がないことを確認する。また、本器の洗浄は、動物センター職員が行うこととする。

15. 飼育経費

- 1) 動物別の飼育管理料は飼育代・床敷代等含め、当分の間、別に定める。
- 2) 各講座から徴収された飼育管理料は、動物センターにおける飼料代他、飼育経費に充てる。

16. 一般実験・遺伝子組換え実験系動物死体の処理

- 1) すべての動物の死体は、利用者において外側から中身が確認可能な袋に入れて、動物センター指定の場所に収納する。
- 2) 動物死体の焼却のみを動物センターに依頼する場合、動物センター受付にて「焼却依頼書」に必要事項を記載の上、外側から中身が確認可能な袋に入れて、動物センター職員立会いの下5階の指定冷凍庫に収納する。
- 3) 死体は動物センター内にて保管後、外部委託にて焼却処分する。

17. 一般実験系廃棄物の処理

- 1) 一般実験系廃棄物（飼育・実験・処置ならびにそれらに付随する汚物・塵埃等）は、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物又は注射針等の危険物に区分して、廃棄物に応じた指定容器に収納すること。
- 2) 一般実験系廃棄物は、旭町地区内の病院焼却炉にて焼却処分する。

18. 感染実験及び有害物質実験系廃棄物の処理

- 1) 感染実験に使用した動物の死体、糞尿等は、消毒又は滅菌後でなければ廃棄することができない。
- 2) 感染実験系廃棄物は必要事項を「感染実験系廃棄物記録簿」に記載の上、死体及びその他の廃棄物に区分して、指定された場所に保管する。
- 3) 感染実験系廃棄物のうちの動物の死体は動物センターにて保管後、感染性廃棄物として外

部委託にて焼却処分する。動物の死体以外の廃棄物は旭町地区内の病院焼却炉にて焼却処分する。

- 4) 有害物質実験系廃棄物は必要事項を「有害物質実験系廃棄物記録簿」に記載の上、死体及びその他の廃棄物に区分して、指定された場所に保管後、「発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関する利用指針」の別表に従い廃棄処分する。

19. 毒・劇物・麻酔薬等の取扱い

- 1) 実験に使用する毒・劇物・麻酔薬は、利用者各位の自己責任の下、管理を行う。常時使用する場合においても動物センター内実験室の引き出し等に保管せず、随時持ち帰り適切に保管管理する。
- 2) 動物センターは、放置された毒・劇物・麻酔薬等を安全管理のため適切に処理できる。

20. 実験室等の使用

- 1) 実験室及び X 線撮影室（以下「実験室等」という。）の使用を希望するときは、「実験室使用申込書」あるいは「X 線撮影室使用願」に必要事項を記載の上、使用日の 7 日前までに動物センター受付に提出し、動物センター主任の承認を得ること。
- 2) X 線撮影室の X 線発生装置を使用する者は、久留米大学の規定により放射線同位元素施設において「放射線業務従事者」として登録されなければならない。
- 3) 実験室等を使用する時間及び室名の決定は動物センター主任が行う。
- 4) 実験室等における準備、実験補助、後整理、掃除等は利用者が行う。
- 5) 動物センターで手術器具等の滅菌あるいは消毒を行う場合は、滅菌方法等の必要事項を「滅菌・消毒依頼書」に記載の上、指定された場所に置く。

21. 実験室等への機械及び器具類の搬入並びに取扱い

- 1) 機械・器具類を搬入する場合は、「機器搬入許可申請書」に必要事項を記入の上、所長の承認を得ること。ただし、簡単な解剖器具、注射器具等の実験器具類は、この限りではない。
- 2) 持ち込み機械・器具類の維持・管理は利用者が行う。
- 3) 持ち込み機械・器具類は実験終了後、連続して利用しない場合には、速やかに持ち帰る。
- 4) 許可を得て搬入した機械・器具類であっても、他の利用者の実験や動物センターの運営に支障を生ぜしめたときには、所長は機械・器具類の搬出を命ずることができる。
- 5) 動物センターに常備されている機械・器具類の取扱いについては、慎重を期し、動物センターの許可なくして移動させてはならない。

22. 感染動物実験区域の使用

- 1) 感染動物実験区域の使用を希望するときには、「感染実験室使用申込書」に必要事項を記載の上、使用日の 7 日前までに動物センター受付に提出し、所長の承認を得ること。
- 2) 使用時間、使用室の決定は所長が行う。

23. 有害物質実験区域の使用

- 1) 有害物質実験区域の使用を希望するときには、「発がん物質等危険物質投与実験申請書」に必要事項を記載の上、使用日の 14 日前までに動物センター受付に提出し、久留米大学学長の承認を得ること。
- 2) 使用時間、使用室の決定は所長が行う。

24. 突発事項発生の際の処置

不慮の事故が発生したときは、直ちに動物センター主任及び関係部署に連絡する。

25. 飲食・喫煙の禁止

所長の定める場所を除いて、動物センター内での飲食、喫煙は禁止する。

26. 利用者の責任と動物センター利用の制限または禁止

- 1) 利用者は動物センター利用心得を遵守し、動物センターの秩序及び清潔の保持並びに設備を常に良好な状態に保つよう努力しなければならない。
- 2) 利用者が故意又は重大な過失により、施設・設備を破損し又は紛失した場合は、その損害を補償・修理しなければならない。
- 3) 利用心得を守らずに、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす場合、また動物センターの管理・運営に重大な支障を及ぼす場合は、所長は使用者に注意を与え、さらに動物センター利用の制限又は禁止の手続きを講ずることが出来る。
- 4) 常に実験室の整理・整頓に努めること。

27. 実験の禁止

- 1) 動物センター内で RI を用いた実験系は禁止する。
- 2) 動物センター内で生きた動物及び組織を用いる実験系以外は禁止する。
- 3) その他、動物センターの機能上維持不可能な動物については禁止する。

28. 利用者の健康管理

- 1) 利用者は自らの健康に留意し、動物実験に関連すると考えられる健康上の問題が生じた場合は速やかに所長に報告し、対処すること。
- 2) 所長は必要に応じ、利用者の採血・健康診断を行い、利用者の健康管理に対して必要な措置を取ることができる。

29. 利用心得の改正

本心得は、動物センター運用の実状に応じ、修正必要事項を動物センター委員会で審議の上、改正することがある。

附則

平成 30 年 9 月 19 日制定

附則

この利用心得は、平成 30 年 9 月 19 日から施行し、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。